

契約書(案)

物 品 売 買 契 約 書

公立大学法人福岡女子大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（「乙」という。）とは、共焦点レーザー顕微鏡一式の売買について、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別表1に掲げる物品（以下「物品」という。）を甲に売り渡し、甲は、これを買受ける。

（物品の数量等）

第2条 物品の数量、契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は別表1のとおりとし、物品の規格、構造、計上、寸法等は、別添の仕様書のとおりとする。

（検査等）

第3条 乙が物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙が物品を納入するときは、乙の立会いのもとに検査を行う。

（代金の請求及び支払）

第4条 乙は、前条第2項の規定により検査に合格した旨の通知があったときは、請求書により売買代金の支払いを甲に請求する。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、別表1に掲げる金額を支払わなければならない。

（取替え又は補修）

第5条 納入した物品が12か月以内に甲の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、甲は乙に対し、その取替え又は補修の要求をすることができる。

2 乙は、甲から前項の要求があったときは、乙の費用で、甲の指定する期日までに取替え又は補修をしなければならない。乙がこれを行わないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙が負担する。

（遅滞損害金）

第6条 甲は、乙がその責に帰する事由により納入期限内に物品を納入しなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

2 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、1年につき未納部分の代金の3パーセントに相当する金額とする。

（契約不適合責任）

第7条 甲は、第3条第2項に規定する検査に合格した日から起算して1箇年以内に納入物件について、仕様書その他の甲の定める規格、品質、数量等に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が存在することを発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して契約不適合の修補、代品の納入又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。また、当該契約不適合の存在によって、本契約の目的を達成することができない場合は、甲は、損害賠償を請求することができるほか、本契約を解除することができる。

2 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追

完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納期の延期)

第8条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。

(違約金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の別途の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(暴力団排除条項)

第12条 甲は、警察からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請け契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損額を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(協 議)

第13条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲及び乙の二者で協議し、円満に解決を図ることとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福岡市東区香住ヶ丘1丁目1番1号
公立大学法人福岡女子大学
理事長 向 井 剛

乙

別表 1

物 品 名	共焦点レーザー顕微鏡調達一式
数 量	別紙仕様書のとおり
契 約 金 額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	<u>¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇</u> (<u>¥〇〇〇, 〇〇〇</u>)
履 行 期 限	令和 9 年 2 月 26 日
履 行 場 所	福岡女子大学
契 約 保 証 金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上 公立大学法人福岡女子大学契約事務取扱規則第 3 6 条により免除するほかこれを徴する
そ の 他	

備考 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、別表 1 の契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額（入札書記載金額に 100 分の 10 を乗じて得た額）とし、1 円未満の端数は切り捨てた額を内数で記入すること。